

最高検通達(平成26年10月21日)および部長通知(同)の要点 (前田作成)

項目	次長通達「犯罪被害者等の権利利益の尊重について(依命通達)」の要点	部長通知「『犯罪被害者等の権利利益の尊重について(依命通達)』の発出について(通知)」の要点	本通達・通知の意義と前進面、旧通達等との比較など
前文 ※「通知」は「通達」の経緯と趣旨	<p>法務省において、(被害者参加制度等を定めた平成19年改正刑事訴訟法)見直しの要否について検討を行うに当たって幅広く関係者の意見を聴取するため、平成25年1月から平成26年7月にかけて、意見交換会を開催したところ、これまでの検察官の犯罪被害者等に対する対応について、おおむね好意的な評価を得られたものの、一部に検察官の対応に問題があった事例の指摘があったほか、被害者参加人と検察官との間の密接なコミュニケーションや検察と関係機関等との連携の重要性を指摘する意見が示されました。このような指摘や意見を踏まえ、今一度各制度の趣旨を再認識するとともに、検察の理念が「犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。」ことを基本姿勢の一つとしていることに思いを致し、被害者参加制度の対象となる者を含め広く犯罪被害者等に対してなお一層の配慮に努められたく、下記の各点に留意して犯罪被害者等に対する対応に遺憾のないよう願います。</p>	<p>〈通達発出までの経緯〉 犯罪被害者等基本法に基づく基本計画(平成17年12月)では「<u>刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。</u>」として、「『事件の当事者』である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならぬ。」と指摘された。 〈通達の趣旨〉 <u>意見交換会等で示された指摘や意見を謙虚に受け止め、「検察の理念」に示された犯罪被害者等に関する基本姿勢を真摯に実践すべく、被害者参加制度の趣旨の再認識を図るとともに、被害者参加制度の対象事件であるか否かを問わず、広く犯罪被害者等が適切かつ効果的に刑事手続等に関与することができるようするため、犯罪被害者等に対してなお一層の配慮がなされるよう、従前発出された犯罪被害者等に対する対応に関する次長検事依命通達の内容を整理し、その対応の在り方について、網羅的・包括的に示すこととしたものである。</u></p>	<p>【改定】 通達発出の経緯と趣旨を丁寧に記述。基本計画の指摘および検察の理念を改めて記し、意見交換会での指摘や意見を踏まえ、犯罪被害者等が、より適切かつ効果的に刑事手続に関与することができるよう、その対応について一層の配慮に努めること等を、網羅的・包括的に示したことは貴重。 ※なおH26・10・21廃止された通達・通知は ①H18・3・31 通達(冒頭陳述の交付) ②H20・3・24 通達(事件処理、公判における主張・立証についての要望への配慮) ③前記同、総務部長通知 ④H20・9・5 通達(証拠開示について) ⑤前記同、公判部長通知</p>
1 捜査・処理	<p>1 事情を聴取するに当たっては、被害者等が受けた身体的・精神的被害等に十分配意しつつ、被害者等との間のコミュニケーションをより一層充実させ、その声に真摯に耳を傾けるよう努められたい。</p> <p>また、捜査の過程において、被害者等から、起訴・不起訴の判断や起訴事実の内容等の事件の処理に関する要望が示された場合には…要望にも十分に配慮した事件の処理に努めるよう配意されたい。</p> <p>被害者等に対しては…今後とも必要かつ適切な範囲で事件の処理に関する説明を尽くされたい。</p> <p>特に、被害者等から事件の処理に関する要望が示された場合において…要望に沿う事件処理を行うことができない場合には…適宜の時期に、捜査処理の内容及び理由について丁寧に説明し、理解を得るよう努められたい。</p>	<p>事情聴取に当たり<u>二次的被害についてよく理解した上で、被害者等の受けた被害の内容を的確に把握し、その心情に十分配意した対応</u>をとる必要がある。</p> <p>その上で、被害者等の意見を適切に把握して刑事裁判に適正に反映させることが、被害者等の正当な権利利益の尊重につながることを自覚し、被害者等との間のコミュニケーションをより一層充実させ、その声に真摯に耳を傾ける必要がある。</p> <p>起訴・不起訴、公判請求・略式請求、訴因及び罰条の構成といった事件処理に関する要望についてはより一層の配慮～被害者等の要望にも十分配慮した事件の適正な処理とその説明～が必要であり、公益の代表者として真摯に対応することが求められる。</p> <p>要望に沿う事件処理ができない場合には、丁寧に説明し理解を得る努力が必要。</p> <p>不起訴処分について理解が得られないときは、検察審査会への申立制度を説明し、対応を被害者等に委ねるのが相当。</p>	<p>【改訂】 捜査段階での事情聴取に当たっての配慮事項が丁寧に記されている</p> <p>旧通達②の1に「訴因及び罰条の構成」が新たに付加 同じく②の2に「丁寧に」が付加</p> <p>検察審査会の活用を新たに付記</p>

2 情報提供	<p>2 (1) 被害者等に対し…その権利利益の保護のための制度や、検察庁における被害者等の保護と支援のための運用上の取組に関する情報を<u>適宜の時期</u>に提供するよう配意されたい。</p> <p>また、（被害者等の）保護・支援に適した関係機関等に関する情報を提供したり、これら関係機関等に被害者等を紹介するなど関係機関等と連携して適切な対応に努められたい。</p>	<p>【新】 被害者参加の前提となる情報提供について、制度の関係条文を列挙し、運用上の取組と合わせ、「被害者等の利益を第一に考慮」した適宜の時期に行うなどと、その配意を丁寧に指示したもので貴重。 なお、通知で付記されている冊子はわかりやすい説明を具体化したもので貴重。</p>
	<p>2 (2) 特に、被害者参加制度の対象となる事件を公判請求する場合においては、被害者等が被害者参加の申出をするか否かを適切に判断することができるよう、被害者参加制度及びこれに<u>関連する制度</u>について必要な情報を<u>適宜の時期</u>に提供するよう配意されたい。</p>	<p>【新】 特に被害者参加制度対象事件の場合の制度に関する情報提供の意義を「特段の配慮を求める」と強調し、その時期を起訴前の検査段階も含め早期にとしていることは貴重。</p>
3 主張・立証の説明(1)	<p>3 (1) 公判請求をした場合には、当該事件の被害者等の要望に応じて、…、適宜の時期に、公判における検察官の主張・立証の内容を分かりやすく説明するよう努められたい。</p> <p>また、このような説明に関連して、被害者等の要望がある場合には、関係者のプライバシー保護に適切に配意した上で、起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面や冒頭陳述の内容を記載した書面を交付されたい。</p>	<p>【改訂】 被害者等にとっての刑事司法の重要性を強調し、その上にたって分かりやすく説明することを指示したもので、（2）の証拠開示にも直結する重要なもの。</p> <p>旧通達①では「冒頭陳述の内容を記載した書面」の交付のみであったが、起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面」にまで拡大された。当然とはいえ貴重。</p>

3
主張・立証の説明(2)

3 (2) 被害者参加制度の対象事件の場合は被害者等の訴訟行為の準備の必要性にも十分配慮して（1）の対応をすること

被害者等から、検察官が証拠調べ請求をすることとしている証拠の開示を求められたときは、～相当でないと認める場合を除き、当該証拠の閲覧を認めるなど、弾力的な運用に努められたい。

対象被害者等に証拠を開示するに当たっては、これにより知り得た事項をみだりに使用することのないよう注意を喚起するなど、適切な情報管理に配意されたい。

被害者参加制度の対象事件の場合は(1)の理由に加え、被害者参加の申出をするか否かの判断、あるいは被害者参加人として自ら行う訴訟行為（証人尋問、被告人質問、弁論としての意見陳述）を準備する上でも検察官の主張・立証の内容を知る必要があるとの観点から分かりやすく説明することを求めるもの

同後段は、対象被害者等から証拠の開示を求められた場合に、検察官請求証拠（検察官が当該被告事件について証拠調べ請求をすることとしている証拠）については原則としてその閲覧を認めることとする点にその趣旨があるのあって、それ以外の検察官手持ち証拠の開示を一律に禁止する趣旨ではない。したがって、例えば、刑事訴訟法第316条の15第1項又は第316条の20第1項の規定により検察官が被告人又は弁護人に開示した証拠についても、開示の必要性及び開示に伴う弊害の有無・程度を考慮して相当と認められるときは、これを開示することとしても差し支えない。

同後段は証拠の謄写を一律に禁止するものではなく、被害者参加人から委託を受けた弁護士から謄写を求められた場合など証拠の謄写に伴う弊害が認められないときは、証拠の謄写を認めて差し支えない。

【改訂】
被害者参加制度対象事件の場合の、検察官の主張・立証の説明の必要性を記したもので重要。

〈証拠の開示について〉

証拠の閲覧は原則認めるという通達の文言は④と変わりないが、旧通知⑤の第2.2の文末は「差し支えが無い場合もあり得ると考えられる」との慎重な表現であったが、本通知では「差し支えない」と言い切っている点が重要な前進点。

〈開示方法の謄写について〉

謄写を一律に禁止するものではないことの趣旨を丁寧に述べ、旧通知⑤の第2.4「差し支えが無い場合もあり得ると考えられる」との慎重な表現に変え「差し支えない」と言い切っており重要な前進。

4 主張・立証する事項に関する要望に対する配慮

4 被害者等から、検察官が公判において主張・立証する事項についての要望が示された場合には…要望にも十分に配慮した主張・立証に努められたい。

被害者等の要望に沿う主張・立証ができない場合は、…その理由について丁寧に説明し、被害者等の理解を得るよう努められたい。

（要望が示された場合）かかる要望にも十分に配慮した主張・立証に努めることを求めるものである。

（要望に沿う主張・立証ができない場合）その理由について丁寧に説明し、被害者等の理解を得る努力が必要である。

【改訂】
旧通達②の4、および旧通知③の3(2)の内容と大きくは変わっていないが、要望に応えられない場合の説明に「丁寧に」という配慮が付加されている。

5 公判前整理手続等の結果に関する説明

5 公判前整理手続及び期日間整理手続が行われた場合は、被害者等の要望に応じ、適宜の時期に、その経過及び結果について必要な説明をするよう配意されたい。

…公判前整理手続等における事件の争点及び証拠の整理の結果が、被害者参加人等の訴訟行為の内容にも影響し得るものであるから、…十分なコミュニケーションをとり、被害者参加人等の要望をよく聞いた上で公判前整理手続等に臨むのが相当。その上で、公判前整理手続等の経過及び結果についての説明を十分に尽くす必要がある。

この点は、…（参加を検討している）被害者参加対象事件の被害者等に対する対応についても同様である。

なお、現行法上、公判前整理手続等への被害者参加人等の出席や傍聴に関する規定はないが、実務の運用として、公判審理予定等についての事実上の打合せの場に被害者参加弁護士の同席を認める例もあるところ、被害者参加人等が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合において、その理由、被害者参加人等が公判前整理手続等に同席することの弊害の有無・程度、弁護人の同意の有無などを考慮して相当と認められるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの配慮も必要である。

【新】
公判前整理手続等の経過及び結果について説明する意義を詳述。

後段は極めて重要な前進である。公判前整理手続への被害者等の参加について、法制化は叶わなかったものの同手続等への「傍聴」について、実際の運用例を示しながら明記したことは大きな意義がある。

	<p>6 (1) 被害者等が公判傍聴を希望する場合は、公判期日の指定に当たっては、被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、被害者等の希望を裁判所に伝えるよう配意されたい。</p>	<p>被害者等が、刑事裁判の推移を自らの目で見守りたいと思うのは当然のことであるから、<u>可能な限り公判傍聴の機会が得られるよう配意する必要がある。</u>公判期日の指定は裁判長の権限に属するが、指定に当たっては検察官の意見が求められるのが通例であり、そのような機会等に、被害者等の希望を裁判所に伝えるような配慮をすることが求められることとなる。</p>	<p>【新】 先ず、被害者等の傍聴の機会が失われないように公判期日の希望を伝えるという、貴重な配慮事項が新たに盛り込まれた。</p>
6 公判期日等 の指定に關 する要望に 対する配慮	<p>6 (2) 被害者参加が許可された事件の公判期日等の指定に当たっては、<u>被害者参加人等の都合を把握し、これを裁判所に伝えるなどして、公判等の期日が被害者参加人等の事情も十分考慮に入れた上で指定されることとなるよう配意されたい。</u></p> <p>公判等への出席に関しては付添い又は遮蔽の措置が必要な場合には、その必要性につき適宜裁判所に説明するなどして、被害者参加人の心理的な負担の軽減が図られるよう配意されたい。</p>	<p><u>被害者参加が許可された事件においては、正に被害者参加人等が、公判期日等に出席し、一定の範囲で訴訟行為を行うことが認められていることから、公判期日等が、被害者参加人等が出席することができる日に指定される必要性が更に大きい。</u></p> <p>公判等に出席した被害者参加人が、被告人や傍聴人の存在に起因する過度の不安や緊張に妨げられることなく必要な訴訟行為を行うことができる状況を確保する必要がある。かかる観点から検察官が必要な配慮をするなどを求めるものである。趣旨に鑑みれば、<u>配慮の対象となる措置は、例示されている付添い及び遮蔽（刑事訴訟法第316条の39）に尽きるものではなく、例えば、出入廷時の動線が被告人の至近を通らないようにするといったものも含まれる。</u></p>	<p>【新】 被害者参加の前提となる公判期日等の指定に關し、被害者参加人等の事情を考慮するという、当然とは言え重要な配慮事項が新たに盛り込まれた。</p> <p>また、公判出席への被害者参加人の心理的負担軽減の措置が新たに明示された意義も大きい。</p>
	<p>7 被害者参加人等の行う訴訟行為に關する助言等</p>	<p>7 被害者参加人等から、その自ら行う訴訟行為に関し、相談、助言その他の助力を求められた場合には、<u>被害者参加制度の趣旨</u>にのっとり、被害者参加人等との間で適切なコミュニケーションを保ちつつ、<u>公益の代表者</u>として相当と認められる範囲で、これに応じるよう努められたい。</p>	<p>通達の「<u>被害者参加制度の趣旨</u>」は、被害者参加制度が二当事者主義構造を維持しつつ、その枠組みの中で、①事案の真相の解明という刑事裁判の基本的な目的の達成、②被告人の権利・利益の保護、③迅速な裁判の要請、④証人の負担に対する配慮、⑤法廷の秩序維持などの刑事裁判における様々な要請との調和を図るというものであり、同じく「<u>公益の代表者として相当と認められる範囲で</u>」としているのは、検察官は、被害者等の代理人ではなく、被害者等の利益だけを考えるのではなく、飽くまでも「<u>公益の代表者</u>」としての公正さや廉潔性を保って助力を行わなければならないことをいうものである。</p>
8 判決を踏まえての対応	<p>8 判決があった場合には、被害者等の要望に応じ、判決内容につき十分な説明をするとともに、上訴に関する事項についても必要かつ適切な範囲で説明を尽くすよう配意されたい。また、判決に対する上訴の要否を検討する際には、必要に応じ、被害者等から意見聴取を行うなど適切に対応するよう配意されたい。 (被害者等から上訴を要望されて、上訴しない場合には)その理由を分かりやすく説明し、被害者等の理解を得るよう努められたい。</p>	<p>判決は刑事裁判の言わば到達点であり、被害者等が、判決で自己を被害者等とする事件に關し、適正な事実認定がなされるとともに、これに基づき<u>公正妥当な刑罰が科されているかどうかに強い関心を寄せ、場合によっては、検察官が上訴するよう要望するのは当然のことである。</u></p>	<p>【改訂】 判決に対する被害者等の関心と上訴の要望への理解を示し、上訴しない場合の理由説明も、旧通達②の6にはない「分かりやすく」という文言を加えるなど、より被害者を尊重した対応を指示している。</p>

9 不服申立てへの対応	<p>9 事件の処理、公判における主張・立証または上訴に関する判断について、被害者等から不服の申立てを受け監督権の発動を促されたときは、迅速に所要の調査を行い、検察権の適正な行使を目指しつつ、事案の内容等を勘案し、必要に応じ、当該判断の適否を再検討するなど、適切に対応するよう配意されたい。</p>	<p>被害者等が、主任検察官の所属庁又はその上級庁の監督者に対し、主任検察官による不起訴処分等の事件の処理、訴因の設定、証拠調べの請求等の公判における主張・立証又は上訴に関する判断について、監督権の発動を促す申立てを行った場合には速やかに、その申立て内容を検討するとともに、主任検察官に事実関係を確認するなど必要な調査を行い、被害者等の立場や心情にも十分配慮した上、監督者において、事案の内容、社会的影響等を考慮して、被害者等に対し、臨機応変かつ適切に説明を行い、あるいは、当該判断の適否を再検討し、必要に応じて、主任検察官に対し、所要の改善措置をとるよう指揮・指導するなど、監督者に対し、上記のような不服申立てへの迅速・適切な対処について、一層の配慮を求めるものである。</p>	<p>不服申立てに対する上級庁の指揮・指導という重要項目であるが、ほぼ、旧通達・通知（②の7、③の3(4)）を踏襲して強調されている。</p>
10 上訴審への対応	<p>10 上訴審においても、必要かつ適切な範囲で、以上に準じた対応がなされるよう配意されたい。</p> <p>また、捜査段階並びに第1審及び控訴審の公判段階における検察官及び検察事務官による被害者等に対する対応状況等が、上訴審を担当する検察官及び検察事務官に適切に引き継がれるよう配意されたい。</p>	<p>上訴審においても、被害者等が、自己を被害者等とする事件の審理の帰すうに关心を寄せるのは、第1審における場合と何ら変わりはない。また、被害者参加に関する規定は、特別の定めがある場合を除き、控訴審についても準用されることから（刑事訴訟法第404条），控訴審において被害者参加の許可がなされる場合もあるほか、控訴審において、刑事訴訟法第292条の2による意見陳述が認められた例もある。したがって、被害者等と検察官とのコミュニケーションの在り方を始めとして、被害者等に対する配慮の在り方については、第1審であろうが、上訴審であろうが基本的には同様である。</p> <p>そこで、本依命通達10前段は、上訴審においても、相当な範囲で、本依命通達2から9までに示したところに準じた対応をするよう求めるものである。</p> <p>個々の事案に応じて判断することになるが、いずれにしても、刑事司法が「事件の当事者」である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有するものであることを十分自覚し、第1審における被害者等への対応との均衡にも配慮しつつ、臨機かつ適切な対応を心がける必要がある。</p> <p>本依命通達10後段は、かかる対応を円滑に行うため、捜査段階並びに第1審及び控訴審の公判段階における被害者等への対応が、順次、適切かつ確実に上訴審の担当者に引き継がれるよう配意することを求めるものである。</p>	<p>【新】 上訴審における被害者等に対する配慮の在り方について、第1審と同様であることを、特に項目を起こして改善・徹底を求めたもので、重要。</p> <p>後段は、上記の対応を円滑に行うための担当官同士の引き継ぎの重要性について必要な指摘をしている。</p>